

平戸市経営力強化促進支援補助金

平戸市は、産業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的とし市内で事業を営む中小企業者に対し、下記の要件等を満たす場合、付加価値向上を図るために必要な設備投資に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象者

- (1) 市内において主として3年以上製造業、情報通信業、小売業、宿泊業又は福祉業を営む中小企業者であること。
- (2) 補助金交付を申請する会計年度の前年度末日で一週間の所定労働時間が20時間以上の常時雇用者数が5人以上（事業専従者は除く）であること。
- (3) 金融機関からの外部資金による調達が十分見込める者であること。
- (4) 設備投資に伴う付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）を、申請時と比べて3年後の伸び率が9パーセント以上（概ね年3パーセント以上の伸び率）を達成できる事業計画であること。
- (5) 国、県その他公的機関から補助金等の交付を受ける事業でないこと。



補助対象事業費

- (1) 機械装置（専ら補助事業のために使用される機械・装置及び工具・器具）の購入、制作又は改良等に要する経費（中古品を除く。）
- (2) 補助事業遂行のために必要な専用ソフトウェアの購入に要する経費（中古品を除く。）
- (3) 機械装置等の整備や据付け、運搬に不可欠な経費

- ※機械装置等の更新は不可とする。
- ※汎用性の高いものは不可とする。
- ※対象経費が75万円未満のものを除く。
- ※消費税及び地方消費税は対象外とする。



補助額・率

対象経費の2/3以内で、1事業当たり最大500万円となります。

※「平戸市中小企業等の振興支援に関する補助金審査会」で採択された事業が対象となります。
 ※他の補助制度もございますので相談を受け付けております。

お問
合せ先

平戸市 文化観光商工部 商工物産課 商工新産業班 ……

TEL 0950-22-9141